

こども未来部

議案第144号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第144号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてですが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）における規定が改正されたことを受け、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてですが、「虐待行為を規定した箇所の改正」に伴うものとして児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、改正後の児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定したものであります。また、「地域限定保育士の

「一般制度化に伴う保育士の規定の改正」に伴うものとして保育所等の各施設等に置かなければならぬとされている保育士について、地域限定保育士も追加することとしたものであります。

「健康診断方法の改正」に伴うものとして母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、保育所等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとしたものであります。

「各職員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加」に伴うものとしてこども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーを新設し、母子生活支援施設の長、母子支援員の任用要件に追加したものです。

なお、施行期日は、公布の日を予定しております。ただし、第 27 条の改正規定及び第 28 条第 4 号の次に 1 号を加える改正規定（任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカー」を加えるもの）は、令和 8 年 3 月 1 日から施行を予定しています。

改正箇所については、4～6 ページに記載のとおりとなります。